



島根労働局発表
平成26年8月28日

担	雇用均等室
	室長 岡村 宏行
	地方機会均等指導官 永見 貴子
当	Tel 0852-31-1161



ポジティブ・アクション普及促進の
ためのシンボルマーク「きらら」

労働局長がポジティブ・アクションの取組を 促進するため、直接企業を訪問します

厚生労働省では、「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」を実施しています。

厚生労働省では、ポジティブ・アクションの取組促進のため、平成24年6月から、「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」を実施しています。これは都道府県労働局長等が、地域のリーディングカンパニーである企業や団体を訪問し、ポジティブ・アクションの具体的な取組を行うことができるよう必要な助言や先進的な事例の情報提供等を行うものです。

また、企業や団体の取組状況について「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の活用による情報開示促進の働きかけを行っています。

島根労働局（局長 古田宏昌）では、本年度中に、12件の企業を訪問し、女性の活躍促進を図るため、ポジティブ・アクションの取組促進や企業のポジティブ・アクションの取組内容等の情報開示促進の働きかけを行うこととしています。

※ ポジティブ・アクションとは、固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、職場において

例えば ○営業職に女性はほとんどいない

○課長以上の管理職は男性が大半を占めている 等

の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのことで、

(注)

均等法では、労働者に対し性別を理由とした差別的取扱いを原則禁止していますが、第8条において、ポジティブ・アクションの取組を行うことは法に違反しない旨が規定されています。

ただし、「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組」がポジティブ・アクションとして認められるのは、一定の雇用上の区分、職務、役職において女性の割合が4割を下回っている場合のみです。

1 管内企業への訪問

少子高齢化の影響により労働力人口が減少している中で、女性労働者の活躍や能力発揮の機会は一層重要となっています。

また、女性の活躍促進については、現内閣の成長戦略の大きな柱としていることから、厚生労働省では、本省と都道府県労働局が一丸となり、「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」を実施することとし、企業のポジティブ・アクションの取組を促進するため、企業トップや経営者団体に対しポジティブ・アクションの取組促進や企業の情報開示促進の働きかけを実施しています。（別添「資料1」「資料2」参照）

（参 考） 平成 26 年度訪問予定企業 12 社（昨年度訪問企業 10 社）

2 情報提供サイトが充実、学生の就職先選考にも活用

厚生労働省の「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」は、全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を業種や規模別に実名で紹介している「ポジティブ・アクション応援サイト」と、ポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、経営トップに自社の女性活躍促進について宣言していただく「女性の活躍推進宣言コーナー」等から構成されており、最近では、就職活動中の学生の皆様が、当該ポータルサイトを就職先選考の一助としても活用しています。

なお、島根県内の企業も続々と掲載中です。ぜひアクセスしてみてください。

<http://www.positiveaction.jp/>

（別添「資料3」「資料4」参照）

3 ポジティブ・アクションを実施する企業への助成について

平成26年度から、ポジティブ・アクションを実施する企業に対する助成金として、「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」を創設しました。

これは、女性の管理職登用等に必要とされる能力を付与する等の一定の研修プログラム（ポジティブ・アクションプログラム）を実施し、目標を達成した場合に支給する助成金であり、支給額は1企業1回限り、15万円（中小企業は30万円）を支給するものです。

（別添「資料5」参照）

資料1 「女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム設置要綱」

資料2 [「女性がスキルアップを図りながら活躍できる職場づくりを応援します！」](#)

資料3 「女性の活躍を推進しています ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」

資料4 「女子学生の皆さん 就職活動について考えていますか？」

資料5 「平成26年度両立支援等助成金のご案内」